

新旧対照表

書類名	頁番号	旧	新	備考
入札説明書	21	<p>【第6「2(13)ウ 提出書類】 技術対話資料は次のとおりとする。 なお、要求水準適合表兼設計仕様書【様式第20号】の様式は貸与資料(参考図書)の貸与時に電子メールで通知する。</p> <p>1) 技術対話における確認事項【様式第19号】 <u>正本1部/副本3部</u></p> <p>2) 要求水準適合表兼設計仕様書【様式第20号】 <u>正本1部/副本3部</u></p> <p>3) 施設概要説明書【任意様式】 <u>正本1部/副本3部</u></p> <p>4) 施設全体配置図【任意様式】 <u>正本1部/副本3部</u></p> <p>5) 全体動線計画図【任意様式】 <u>正本1部/副本3部</u> A) 車両動線 B) 場内人員動線</p> <p>6) 各階機器配置(平面図)【任意様式】 <u>正本1部/副本3部</u></p> <p>7) 各階機器配置(断面図)【任意様式】 <u>正本1部/副本3部</u></p> <p>8) フローシート【任意様式】 <u>正本1部/副本3部</u></p> <p>9) 設計計算書(物質収支計算書, 主要機器設計計算書等)【任意様式】 <u>正本1部/副本3部</u></p> <p>10) 主要設備一覧表【任意様式】 <u>正本1部/副本3部</u></p> <p>11) 作業員配置計画(人数, 作業内容等)【任意様式】 <u>正本1部/副本3部</u></p> <p>12) 啓発施設運営計画(イベント内容, 見学計画, 実施頻度)【任意様式】 <u>正本1部/副本3部</u></p> <p>13) その他指示する図書【任意様式】 <u>正本1部/副本3部</u></p> <p><u>14) 電子データ(技術対話資料を納めたもの) 1部</u></p>	<p>【第6「2(13)ウ 提出書類】 技術対話資料は次のとおりとする。 なお、要求水準適合表兼設計仕様書【様式第20号】の様式は貸与資料(参考図書)の貸与時に電子メールで通知する。</p> <p>1) 技術対話における確認事項【様式第19号】</p> <p>2) 要求水準適合表兼設計仕様書【様式第20号】</p> <p>3) 施設概要説明書【任意様式】</p> <p>4) 施設全体配置図【任意様式】</p> <p>5) 全体動線計画図【任意様式】 A) 車両動線 B) 場内人員動線</p> <p>6) 各階機器配置(平面図)【任意様式】</p> <p>7) 各階機器配置(断面図)【任意様式】</p> <p>8) フローシート【任意様式】</p> <p>9) 設計計算書(物質収支計算書, 主要機器設計計算書等)【任意様式】</p> <p>10) 主要設備一覧表【任意様式】</p> <p>11) 作業員配置計画(人数, 作業内容等)【任意様式】</p> <p>12) 啓発施設運営計画(イベント内容, 見学計画, 実施頻度)【任意様式】</p> <p>13) その他指示する図書【任意様式】</p>	(削除)

新旧対照表

書類名	頁番号	旧	新	備考
要求水準書 【設計・建設 業務編】	5	【第1章「4（1）設計指針】】	【第1章「4（1）設計指針】】 <u>11) 先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制 や高効率な設備システムの導入等により、大幅 な省エネルギー化を実現し、エネルギー自立度 を極力高めた設計とすること。</u>	(追加)
要求水準書 【設計・建設 業務編】	21	【第2章「1（1）イ プラント設備】】 プラント機器は、建築設備の耐震安全性と同様に「甲 類」を満足すること。	【第2章「1（1）イ プラント設備】】 プラント機器の耐震安全性はプラント機器本体に関 しては協議により決定するものとし、プラント機器 の据付等の機器本体以外に関しては、建築設備の耐 震安全性と同様に「甲類」を満足すること。	(変更)
要求水準書 【設計・建設 業務編】	53	【第3章「4（7）アルミ缶選別機】】 5) 特記事項 A) 磁気を帯びる箇所は、ステンレスを用いる等、 対策を講ずること。 B) 油交換等、メンテナンスが容易に行える構造 とすること。 C) ベルトの材質は金属が接触することを想定し て選定すること。 D) <u>磁界強度</u> を調整できる構造とすること。 E) 手選別室の作業環境を考慮して、防音対策を 十分に講ずること。	【第3章「4（7）アルミ缶選別機】】 5) 特記事項 A) 磁気を帯びる箇所は、ステンレスを用いる等、 対策を講ずること。 B) 油交換等、メンテナンスが容易に行える構造 とすること。 C) ベルトの材質は金属が接触することを想定し て選定すること。 D) <u>アルミ缶の選別時における飛距離</u> を調整でき る構造とすること。 E) 手選別室の作業環境を考慮して、防音対策を 十分に講ずること。	(変更)

新旧対照表

書類名	頁番号	旧	新	備考
要求水準書 【設計・建設 業務編】	74	<p>【第3章「6（12）破砕物アルミ選別機】</p> <p>5) 特記事項</p> <p>A) 磁気を帯びる箇所は、ステンレスを用いる等、対策を講ずること。</p> <p>B) ベルトの材質は金属が接触することを想定して選定すること。</p> <p>C) 油交換等、メンテナンスが容易に行える構造とすること。</p> <p>D) <b>磁界強度</b>を調整できる構造とすること。</p>	<p>【第3章「6（12）破砕物アルミ選別機】</p> <p>5) 特記事項</p> <p>A) 磁気を帯びる箇所は、ステンレスを用いる等、対策を講ずること。</p> <p>B) ベルトの材質は金属が接触することを想定して選定すること。</p> <p>C) 油交換等、メンテナンスが容易に行える構造とすること。</p> <p>D) <b>破砕物アルミの選別時における飛距離</b>を調整できる構造とすること。</p>	(変更)
要求水準書 【設計・建設 業務編】	79	<p>【第3章「7（3）スプレー缶処理機】</p> <p>5) 特記事項</p> <p>A) 火災・爆発対策を講ずること。</p> <p>B) 穴開け後のスプレー缶はコンテナ等に一時保管後、鉄くず、アルミくずで処理すること。また、一時保管に必要な容器を準備すること。</p> <p>C) スプレー缶のガス抜きが確実にできる構造とすること。</p> <p>D) 排気に含まれる<b>揮発性有機物</b>（VOC）は悪臭防止法の規則値以下とすること。</p> <p>E) 排気に含まれる可燃性ガスは爆発下限以下とすること。</p>	<p>【第3章「7（3）スプレー缶処理機】</p> <p>5) 特記事項</p> <p>A) 火災・爆発対策を講ずること。</p> <p>B) 穴開け後のスプレー缶はコンテナ等に一時保管後、鉄くず、アルミくずで処理すること。また、一時保管に必要な容器を準備すること。</p> <p>C) スプレー缶のガス抜きが確実にできる構造とすること。</p> <p>D) 排気に含まれる<b>揮発性有機化合物</b>（VOC）は悪臭防止法の規則値以下とすること。</p> <p>E) 排気に含まれる可燃性ガスは爆発下限以下とすること。</p>	(変更)
要求水準書 【設計・建設 業務編】	123	<p>【第4章「2（4）イ 外部仕上】</p> <p>1) 外部仕上は、<b>【添付資料7】に示したグレードを参考とし、本要求水準書を満足した仕上げを提案すること。</b></p>	<p>【第4章「2（4）イ 外部仕上】</p> <p>1) 外部仕上は<b>原則として【添付資料7】のとおりとする。なお、本市は施設基本計画図に対して責任を負うものではないため、事業者は本事業を履行する上で必要な提案や経済性を考慮したVE提案を行うこととし、それに伴う施設基本計画図の変更を認めることとする【貸与資料（参考図書）31参照】。</b></p>	(変更)

新旧対照表

書類名	頁番号	旧	新	備考
要求水準書 【設計・建設 業務編】	123	<p>【第4章「2（4）ウ 内部仕上】</p> <p>1) 内部仕上は【添付資料7】に示したグレードを参考とし、本要求水準書を満足した仕上げを提案すること。ただし、啓発施設については同等以上のグレードを確保すること。</p>	<p>【第4章「2（4）ウ 内部仕上】</p> <p>1) 内部仕上は原則として【添付資料7】のとおりとする。なお、本市は施設基本計画図に対して責任を負うものではないため、事業者は本事業を履行する上で必要な提案や経済性を考慮したVE提案を行うこととし、それに伴う施設基本計画図の変更を認めることとする【貸与資料（参考図書）31 参照】。ただし、啓発施設については同等以上のグレードを確保すること。</p>	(変更)
要求水準書 【設計・建設 業務編】	131	<p>【第4章「3（1）イ 構内道路】</p> <p>4) 構内道路は地盤沈下、液状化への対策として地盤改良等を講ずること。</p>	<p>【第4章「3（1）イ 構内道路】</p> <p>4) 構内道路は地盤沈下、液状化への対策として地盤改良等を講ずることとし、施設が被災した場合においても施設の応急措置や早期に施設機能の復旧を図ることが可能な構内道路構造とすること。</p>	(追加)
要求水準書 【設計・建設 業務編】	134	<p>【第4章「3（1）ク サイン】</p> <p>サイン計画は以下のとおりとする。</p>	<p>【第4章「3（1）ク サイン】</p> <p>サイン計画は「西宮市公共サインデザインマニュアル」を基本とし、以下のとおりとする。</p>	(追加)
要求水準書 【運営・維持 管理業務編】	14	<p>【第1章「3（7）イ 運営・維持管理業務の引継ぎに関する条件】</p> <p>8) ごみピット、水槽等に残留する廃棄物・排水等は処理しておくこと。</p>	<p>【第1章「3（7）イ 運営・維持管理業務の引継ぎに関する条件】</p> <p>8) 原則、ごみピット、水槽等に残留する廃棄物・排水等は処理しておくこと。なお、運営・維持管理上、全ての廃棄物・排水等を処理することが困難な場合は本市との協議の上、対応方法を決定する。</p>	(追加)

新旧対照表

書類名	頁番号	旧	新	備考
要求水準書 <b>【運営・維持管理業務編】</b>	16	<p><b>【第1章「5（4）事故時の対応」】</b>            運営・維持管理業務に関し個人情報（特定個人情報を含む）の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに本市に対して、当該事故に関わる個人情報（特定個人情報を含む）の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、本市の指示に従うこと。            個人情報（特定個人情報を含む）の漏洩等の事故に伴い発生する費用は、運営・維持管理事業者の負担とする。</p>	<p><b>【第1章「5（4）事故時の対応」】</b>            運営・維持管理業務に関し個人情報（特定個人情報を含む）の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに本市に対して、当該事故に関わる個人情報（特定個人情報を含む）の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、本市の指示に従うこと。            個人情報（特定個人情報を含む）の漏洩等の事故に伴い発生する費用は、運営・維持管理事業者の負担とする。  <u>なお、運営・維持管理事業者がシステムのセキュリティ対策を実施した上、過失がないと判断される場合はこの限りではない。</u></p>	(追加)